

第33回復興推進委員会
議 事 録

第33回復興推進委員会

1. 日 時 令和元年12月9日（月）14：30～16：00

2. 場 所 中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

3. 議 事

(1) 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（案）について

(2) 意見交換

(3) 有識者からのヒアリング

阿部憲子 南三陸ホテル観洋女将

(4) 意見交換

4. 議事録

次頁以降のとおり

5. 出席委員（敬称略）

伊藤 元重（委員長） 学習院大学国際社会科学部教授、東京大学名誉教授

秋池 玲子（委員長代理） ポストンコンサルティンググループ

シニア・パートナー&マネージング・ディレクター

岩渕 明 岩手大学学長

内堀 雅雄 福島県知事

大山 健太郎 アイリスオーヤマ株式会社代表取締役会長、仙台経済同友会代表幹事

白根 武史 トヨタ自動車東日本株式会社代表取締役会長

白波瀬 佐和子 東京大学大学院人文社会系研究科教授

達増 拓也 岩手県知事

中田 俊彦 東北大学大学院工学研究科教授

松本 順 株式会社みちのりホールディングス代表取締役グループCEO

村井 嘉浩 宮城県知事

若菜 千穂 特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センター常務理事

○伊藤委員長

それでは、ただいまより、第33回「復興推進委員会」を開催いたします。
委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ありがとうございます。
本日は、菊池委員、田村委員、中田スウラ委員が御欠席でございます。
本日、御出席いただいております、政府側の出席者を御紹介させていただきます。
田中復興大臣でございます。

○田中復興大臣

大変お世話になります。よろしく願いいたします。

○伊藤委員長

菅家復興副大臣でいらっしゃいます。

○菅家副大臣

どうぞよろしく願いいたします。

○伊藤委員長

御法川復興副大臣でいらっしゃいます。

○御法川副大臣

よろしく願います。

○伊藤委員長

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、第一部として「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針（案）について」の説明をいただき、各委員から御意見をいただきたいと思っております。

続きまして、第二部として、南三陸ホテル観洋女将の阿部憲子さんから「東日本大震災から復興へ～人々の架け橋として～」というテーマでお話をいただき、その後、意見交換を行います。

それでは、まず「1. 『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針（案）について」事務局より説明をお願いします。

○石田統括官

御説明申し上げます。

資料1をお手元に御用意をお願い申し上げます。

前回の推進委員会で、骨子につきまして、御意見を賜りました。その後、各方面と調整を進めながら、骨子をもとにした基本方針の案文を作成してまいりました。御説明申し上げます。

大きな構成は、骨子と変わっておりません。

最初の1ページから始まりまして、18ページまで、これが第1章ということで、復興施策の総括でございます。この関係につきましては、前回の骨子のときにも申し上げましたとおり、ワーキンググループでまとめていただきました報告をベースとしまして、肉づけをさせていただいたものでございます。

19ページからは、復興・創生期間後、11年目以降の復興の基本方針の案でございます。時間の関係もありますので、19ページから先を中心に御説明申し上げます。

19ページをお開きいただきますと、第2章の中の「1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組」でございます。この中につきましては「(1) 地震・津波被災地域」と、後ほど出てまいります「(2) 原子力災害被災地域」に大きく分けて記載をする形とさせていただいております。

(1) 地震・津波でございますが、19ページの下線につきましては、説明の都合で引いておりますけれども、この下線の部分を中心に御説明を申し上げます。

被災者支援をはじめとしまして、今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指して、きめ細かい取組を着実に進めること、また、そうした中で、先進技術の導入や地域資源の活用などにより、産業・なりわい、教育・研究を振興し、新しい東北として掲げました魅力あふれる地域を想像することが望まれることを記載してございます。

下段の下線部でございますが、過去の大規模災害におきます取組事例や、一般施策による対応状況なども踏まえながら、復興・創生期間後5年間において、国と公共団体が協力して、残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すという、骨子にもありました、目指すという表現をさせていただいております。

なお、この点につきましては、5年で全ての事業が断ち切られるような誤解を受けるのではないかという御意見がございましたので、後ほど申し上げますが、心のケアや子どもの支援のところ、そういった懸念がないように、今回、追記させていただいております。

20ページ「① ハード整備」でございます。ハード事業につきましては、復興・創生期間内に一日も早く完成させることを目指しますけれども、期間内に計上された令和2年度の予算の範囲内で支援を継続すること、要は繰り越し等があり得ることを案に書いてございます。

復興・創生期間内に未完了となります災害復旧事業につきましては、その期間を超えた令和3年度以降につきましても、事業が完了するまでの間、支援を継続する旨を記載してございます。

その次のポツでございますが、復興交付金につきましては、復興・創生期間の終了をもって、その制度を廃止すること。

その次のポツでございますけれども、復旧事業や交付金事業以外の社会資本整備総合交付金等のハード事業につきましても、制度につきましては、10年目をもって廃止をし、その期間内に完了しない部分については、一般施策に移行した上で、引き続き実施することを記載してございます。

「② 心のケア等の被災者支援」に関しましては、心身のケアや心の復興、見守り・生活相談など、また、遺児の方への御支援等、こういった取組について、事業の進捗に応じた支援を継続すること。

また、心のケアセンターにつきまして、適切な支援のあり方を検討すること。

この後のなお書きでございますが、先ほどの5年に関します、そういった誤解のないようにということで、なお、個別の事情を丁寧に把握し、復興・創生期間後5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応する旨、記載をさせていただいたところでございます。

「③ 被災した子どもに対する支援」につきましても、同様に教員加配やスクールカウンセラー等の配置、就学支援などにつきまして、事業の進捗に応じた支援を継続することを記載しますとともに、先ほどと同じなお書きで、5年以内に終了しないものについて、適切に対応する旨の記載をさせていただいているところでございます。

「④ 住まいとまちの復興」につきましては、災害公営住宅の家賃低廉化事業等につきまして、管理開始時期が異なる被災地方公共団体間の公平性等を踏まえながら、適切に支援水準の見直しを行うこと。

次のポツでございますが、防災集団移転促進事業によります、いわゆる移転元地等の活用につきまして、復興・創生期間までに行ってきました支援や実績を踏まえながら、被災地方公共団体の取組を引き続き推進する旨を記載してございます。

「⑤ 産業・生業」の関係につきましては、1つ目のポツがいわゆるグループ補助金の関連でございますが、事業者の責に帰さない事由により、これまで復旧を行うことができなかった事業者について、支援を継続する旨を記載してございます。

次のポツが企業立地補助金でございますが、区画整備事業などによります環境整備に時間を要するなど、企業立地などが進んでいない地域を対象地域を重点化した上で、申請期限を最大4年、運用期限を最大5年延長する旨を記載させていただいております。

22ページ「⑦ 原子力災害に起因する事業」の関係でございます。詳細につきましては、「(2) 原子力災害被災地域」の記載が大きいところでございますが、風評被害対策等、放射線物質に関します農林水産物モニタリング調査などにつきまして、支援を継続する旨を記載させていただいているところでございます。

22ページの後半になります「(2) 原子力災害被災地域」につきましては、中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面になって取り組むこと、当面10年間、本格的な復興・

再生に向けた取組を行うこと。

次の23ページでございますが、復興・創生期間終了から5年目に当たります令和7年度に、全体のあり方について見直しを行う旨を記載しているところでございます。

「① 事故収束（廃炉・汚染水対策）」の関係につきましては、廃炉・汚染水対策について、中長期ロードマップに基づき、必要な対応を安全かつ着実に進めていくこと。

次の下線の部分でございますが、処理水の扱いにつきまして、小委員会での議論や地元をはじめとしました関係者の御意見を踏まえて、適切に対応する旨を記載してございます。

24ページ「② 環境再生に向けた取組」の関係でございます。福島県内に仮置きされております除去土壌等につきまして、令和3年度までにおおむね中間貯蔵施設への搬入官僚を目指すこと、また、それに先立ちまして、幹線道路沿いや身近な場所からは、令和2年前半までに仮置き場をなくすことを目指す旨を記載してございます。

次の下線部分でございますが、法律上、中間貯蔵開始から30年以内に県外での最終処分を完了するための必要な措置を講ずる旨について、国として責任を持って取り組んでいく旨を記載しているところでございます。

25ページ「③ 帰還・移住等の推進、生活再建等」でございます。上の下線部でございますが、これまでの取組の中心でございます帰還環境の整備に加えまして、移住の促進や交流人口、関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むための取組を進める旨を記載してございます。

下の下線部でございますが、被災者支援につきましては、避難生活の長期化などに伴う個別化・複雑化した課題を抱えておられる被災者に対し、引き続き事業の進捗に応じたきめ細かい支援を行うこと。

26ページに移りますけれども、全国に居住されておられる避難者に対して、生活再建が必要な情報提供、相談などを含めて、丁寧な支援を継続する旨を記載してございます。

その次のポツでございますが、医療・介護保険等の保険料・窓口負担の減免措置につきまして、住民税減税等の見直しが行われてきていることを踏まえて、被保険者間の公平性等の観点から、適切な見直しを行う旨を記載してございます。

帰還困難区域につきましては、その次の下線部であります。たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むという決意のもと、まずは特定復興再生拠点区域について、避難環境の整備を進めること。

その下の下線部でございますが、拠点以外の帰還困難区域につきましては、モニタリング等の計画的な実施や、情報提供を行いますとともに、それぞれの地域の実情、土地活用の意向や動向など、そういったものを踏まえながら、避難指示の解除に向けまして、今後の政策の方向性について検討を進める旨、記載をさせていただいております。

27ページ「④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等」の関係でございます。上から3つ目の点でございますが、浜通りの国際教育研究拠点に関する有識者会議、現在、これが中間取りまとめの段階でございます。それにつきまして、令和2年、

来年の夏ごろまでに最終取りまとめを行うこと、それを踏まえた上で、復興庁が関係省庁と協力をし、令和2年度をめぐりに成案を得ることを記載してございます。

28ページ「⑤ 事業者・農林漁業者の再建」の関係でございます。いわゆる合同チームにおきますきめ細かい支援を引き続き実施することを記載してございます。

29ページでございますが、農業分野に関しまして、引き続き営農再開を促進するとともに、外部からの参入も含めました農地の大区画化・利用集積、また、高付加価値産地の展開などに取り組むこと、また、被災地方公共団体への人的支援の強化を図る旨を記載してございます。

あわせて、大学研究機関、民間企業等が連携をした研究開発を推進する旨を記載しているところでございます。

森林・林業の分野におきましては、その再生に向けまして、放射性物質を含む土壌の流失を防ぐため、間伐等の森林整備、また、放射性物質対策等も引き続き行うこと、里山再生モデル事業の成果を踏まえた取組を引き続き実施することを記載しております。

水産分野では、福島県の沿岸漁業等の本格的な操業再開に向けた支援を行うこと、水産加工業につきまして、販路の回復・開拓等の取組に対する支援を継続する旨を記載してございます。

「⑥ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進」につきましては、強化戦略に基づきまして、政府一体となった情報発信等にも引き続き取り組む旨を記載してございます。

30ページでございますが、諸外国・地域における輸入規制の撤廃・緩和に向けまして、引き続きあらゆる機会を捉えた働きかけを行うこと、販路拡大に向けたさまざまな取組を支援する旨を記載してございます。

31ページ「(3) 復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承」の関係でございますが、その下の下線部にありますとおり、これまでの復興期間中に集約・総括される効果的な手法・取組や、ノウハウ等の普及啓発を図ること。

下線を引いておりませんが、下から2つ目のポツでございます。NPO、ボランティア、企業、大学等、多様な主体との結びつきやノウハウを最大限生かしていくことを記載しているところでございます。

32ページ「2. 復興を支える仕組み」でございます。

「(1) 復旧・復興事業の財源等」の関係でございます。1つ目の点につきましては、骨子でも記載してございましたが、当面5年間の事業規模を整理して、所要な財源を手当することで、必要な復旧・復興事業を確実に実施すること。

それを踏まえまして、次の2つ目の点でございますが、令和3年度から5年間、ですから、11年目から15年目の復旧・復興事業の規模が1兆円台半ばと見込まれること、令和7年度までの15年間の事業規模を足し算いたしますと、32兆円台後半になると見込まれること、これに対しまして、収入の関係では、これまで32兆円のフレームとしておりましたけれども、その辺の実績等を踏まえまして、32兆円台後半になると見込まれ、事業規模と財

源がおおむね見合うと見込まれることを記載してございます。

次のポツでございますが、令和2年の夏ごろをめぐり、復興・創生期間後の当面5年間の復旧・復興事業の実施に必要な事業規模及び財源の正式なフレームを示すこととすることを記載してございます。

次のポツで、原子力災害被災地域につきましては、復興の整備が進むにつれて生じる新たな課題等に対応することから、必要に応じて、見直しを行う旨を記載してございます。

次のポツで、特別会計の継続、その次のポツで、特別交付税制度の継続について、記載してございます。

「(2) 法制度」に関しましては「① 東日本大震災復興特別区域法」の規制等について、対象地域を重点化した上で、必要な支援を継続すること。

33ページの上のポツで、復興特区税制につきましても同様に、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて、検討することを記載してございます。

「② 福島復興再生特別措置法」につきましては、先ほど触れたものと内容的にかぶりますが、これまでの帰還関係の環境整備に加えまして、移住促進や交流人口・関係人口の拡大などの新たな活力を呼び込む施策の強化等の必要な見直しを行うこと。

農業に関しまして、農地の利用集積や営農再開の加速化に関する取組を追加していくこと。

福島イノベーション・コースト構想推進機構への国の職員の派遣のための制度整備や、同構想の産業集積に向けました取組の加速化、風評被害などの課題に対応した税制措置の検討などを記載しているところでございます。

34ページ「(3) 自治体支援」でございます。まず必要な人材確保に掲げます支援を継続することです。

次のポツで、復興・創生期間後に引き続き実施されます復旧・復興事業について、特別交付税による支援を継続する旨を記載してございます。

「3. 組織」につきましては、基本的に骨子の段階と内容は変わってございません。復興庁の設置期間を10年延長すること、現状と同じ内閣直屬、総理が主任、復興大臣を置き、ワンストップ対応などの総合調整機能を維持すること。

ノウハウ等につきまして、関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加し、防災と復興の有機的な連携を図ること。

被災三県の復興局を維持した上で、岩手、宮城の復興局の維持については、沿岸域に変更し、盛岡と仙台に支所を設置すること、福島復興局につきましては、引き続き本局を福島市に置くことなどを記載してございます。

次のポツで、5年目に当たります令和7年度に、この組織のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずる旨、記載してございます。

最後、35ページの「4. その他」でございますが、法律の改正により、措置すべき事項のうち、速やかに対応すべきものにつきまして、次の通常国会に所要の法案の提出を図る

こと。

次のポツで、この前の委員会でもいろいろな指標でのチェックなどを進めるべきという御意見がございました。毎年度、復興状況について、フォローアップを進めていくことを記載してございます。

3点目のポツでございますが、令和元年台風19号などにおきます被害に関しまして、先般、公表されました政府としての対策パッケージに基づきます取組を着実に実行していくことなどを記載させていただいております。

簡略でございますが、案文の説明は以上でございます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に入らせていただきたいと思います。

最初に、達増知事、村井知事、内堀知事から、御報告、御意見をお願いします。

まず達増知事、お願いします。

○達増委員

今の復興・創生期間後の基本方針（案）におきまして、令和元年台風第19号災害への対応を含め、岩手県の意見も多く反映していただき、感謝申し上げます。

岩手県の「復興・創生期間後における復興の基本方針について」と書いてある資料の表紙をめくっていただきまして、1ページ目を御覧ください。取組の継続と推進に係る支援についてであります。①の被災者支援につきましては、被災者の心のケアや児童生徒の心のサポートなど、中長期的に取り組むべき課題がありますことから、被災地の状況や地元自治体の意見を十分に踏まえながら、復興の取組として、一律に期限を適用することなく、必要な事業及び制度を実施することが必要と考えております。

②被災地のニーズに応じた取組への支援についてであります。復興・創生期間後においても、宅地造成後のまちのにぎわいの創出や、移転元地の利活用に向けた取組など、被災地の変化するニーズに柔軟に対応できるよう、復興交付金の効果促進事業のような自由度の高い支援制度が必要であります。

また、資料には参考として、市長会からの要望を記載していますが、被災市町村から必要な支援の継続について強い要望がありますので、被災地の意見を十分に踏まえた対応をお願いいたします。

ページをおめくりいただきまして、③災害公営住宅の家賃低廉化事業等についてありますが、入居時期の違いによって、当初、予定した一定期間の支援を受けられない被災者が生じる可能性もありますので、復興・創生期間後の支援水準の検討に当たっては、自治体間の公平等のほか、入居時期の違いによって、被災者間の不公平が生じないように、適切に対応する必要があります。

④として、住まいとまちの復興に向けた支援の継続についてですが、宅地造成後のまちのにぎわいの創出や、バス路線への補助の特例措置など、復興・創生期間まで行ってきた被災自治体の取組に対する支援を継続する必要があると考えております。

3 ページ、最後に、「新しい東北」の創造のための先進的な取組についてということで、今回の基本方針（案）において、復興の基本姿勢として、先進技術の導入や教育研究振興について盛り込んでいただいておりますが、平成26年の復興推進委員会の提言『「新しい東北」の創造に向けて』の趣旨を踏まえますと、次のステージにおける「新しい東北」の取組として、先進的な取組や創造的な復興の推進に力を注ぐ必要があります。

北海道東北地方知事会では、ILC（国際リニアコライダー）の実現に向けて、震災復興の柱にILCを位置づけるよう提言しているところでありますし、また、いわゆる骨太方針2019も踏まえて、東北の復興と再生の原動力となるILCを次のステージにおける「新しい東北」の創造に位置づける必要があると考えております。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

村井知事、お願いします。

○村井委員

宮城県の村井でございます。

県民を代表して、意見を申し上げたいと思います。

資料につきましては、参考程度に見ていただいて、耳だけ貸していただければと思います。

復興大臣をはじめ、復興庁の皆様の御尽力により、復興推進委員会ワーキンググループにおける総括や、被災地からの要望、意見も踏まえながら、今般、基本方針（案）を取りまとめていただきました。

内容につきましては、復興庁の設置期間の延長や、東日本大震災復興特別会計及び震災復興特別交付税制度の存続など、被災地にとって大変心強いものと感じております。復興庁、復興局の現行組織体制が維持され、復興のさらなる加速化が図られますことを大いに期待しております。

一方、復興・創生期間後5年間において、国と被災地方公共団体が協力して取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すことと表記されております。県といたしましては、これまでの復興の道のりを確かなものにするため、復興・創生期間後の5年間での復興の完遂に向けて、全力で取り組む決意ではありますが、心のケアや被災した子どもに対する支援など、5年間では終了できないものもあると考えております。

基本方針（案）では、これらに対して、復興・創生期間後5年以内に終了しないものに

については、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応すると一定の御配慮をいただいて表記されており、被災地が要望してきた期間にとらわれない柔軟な対応の趣旨が反映されたものと理解しております。

県といたしましては、一日も早い自立を目指していく上で、復興・創生期間後、いつまでも国の御支援に甘えるわけにはいかないことは重々承知しております。その上で、被災地、被災県の実情を踏まえ、復興・創生期間後の被災県における復興事業の着実な推進と、被災地の方々の安心につなげられるメッセージとして、復興・創生期間後におきましても、被災地の要望の趣旨をお酌み取りいただき、一律に5年間で期間を区切らず、国、復興庁として、引き続き御対応いただくことを、復興大臣御自身の政治判断とリーダーシップでお約束いただきますよう、お願い申し上げます。私の意見とさせていただきます。ありがとうございます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

内堀知事、お願いいたします。

○内堀委員

基本方針（案）について、これまでの福島県の要望等を反映していただいたものと受けとめており、田中大臣をはじめ、復興庁の皆さん、また、委員の皆さんに感謝を申し上げます。

福島県の資料、右上の1ページ、赤い字の部分を御覧いただければと思います。特定復興再生拠点区域外の避難指示解除のための具体的方針を示し、将来的に帰還困難区域全ての避難指示を解除していただくよう、お願いいたします。

廃炉・汚染水対策の安全・確実な実施について、国は前面に立って取り組んでいただく必要があります。

福島ロボットテストフィールドや、東日本大震災・原子力災害伝承館の安定的な運営に必要な予算を十分かつ継続的に確保していただくよう、お願いいたします。

県内の商工団体や多くの自治体から要望があります、企業立地補助金等の制度を継続していただきたいと思います。

生活圏等の一部を除き、除染が行われておらず、放射性物質が滞留している状況にあることから、引き続き、現在の実施地域全体を対象とした対策が必要であります。

2ページをお願いいたします。復興・創生期間後について、体制・制度とともに、財源の確保が極めて重要であります。復興期間10年間における財源フレームが示され、これにより、復旧・復興に専念することができました。福島県民が切れ目なく安心して復興に専念できるよう、令和3年度以降の財源フレームをしっかりと固めていただくよう、お願いいたします。

新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応すると本文案に示していただきました。ありがとうございます。前例がなく、対応には柔軟なかじとりが不可欠であり、復興施策が必要とされる地域で、的確に漏れなく実施できるよう、しっかり対応していただきたいと思えます。

震災から8年9カ月が経過する今もなお、県内全域で原子力災害が継続中であります。また、復興・創生を進めてきた中、先般の台風19号とその後の大雨災害により、甚大な被害が広範囲で発生しました。福島復興には長い時間がかかる、いまだ有事の状態が続き、今後とも中長期的な対応が必要という認識を政府、市町村関係の皆さんと共有し続けることが大切です。復興・創生期間後も福島に対する正しい理解を醸成し、時間の経過とともに進む風化の防止に取り組んでいく必要もあります。併せて、現場主義に基づき、現場の実態と実情の変化を丁寧に把握しながら、復興を前に進めていくことが重要です。

田中大臣をはじめ、皆様には、今後とも御尽力をよろしくお願いいたします。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、委員の皆様から御意見をいただきたいと思えます。中田委員、お願いします。

○中田俊委員

中田です。

調べてみますと、防災関係の国の予算は、現在、年間で3～4兆円、そのうち災害復旧に費やされるお金が2～3兆円、ですから、防災予算といいましても、7割から8割は、ビフォーアフターが終わってから、災害が終わった後の復旧にお金をかけていることが現状です。

さらに最近のわずか1日の台風19号の被害の保険支払い金額だけで1兆円になっているという報道、あるいは農作物の被害も3000億円ということで、むしろ復興庁がこれからの予算で1兆円というのは、1回の台風分の予算しかない。逆に言うと、一つ一つの手だてをするのではなくて、災害復旧の経験をフィードバックして、全体として一連の仕組みをつくっていくことが、費用の面でも大切なことなのだろうと思えます。

今回、説明いただきました資料1の中で、頭書きに東日本大震災復興基本法第3条ということが書いてありました。第3条を読みますと、第2条の基本理念にのっとりとなっております。第2条は、基本理念として1から6の項目が書いてあります。

今回、説明にありました原子力被害の被害の復旧も含めて、少子高齢化、人口の減少、国境を越えた社会経済活動、これはGAFAsを予見した文章です。それから、エネルギー、環境負荷、地球温暖化問題、人類共通の課題、これはパリ協定や、今のSDGsを当時の方が予見して、この条項に入れたのだと思えます。

最終的には、一人一人の人間が災害を乗り越えて、豊かな人生を送るということで、先週の1週間のテレビ報道を見ていると、さんさんたる気分になるのですが、法律の理念はそういうものではなくて、この経験を生かして、豊かな人生を送って、21世紀半ばの日本の理想像をつくる時ちんと8年前に宣言してあるわけです。

そういう中では、東日本大震災を何か特異性を持って、特別なケアとして時限立法をしたわけですがけれども、現在の災害は普遍的なものであって、一回一回の中で立法をして予算をつけるという仕組みではなく、この経験を次の災害のケアに生かしていく一連とした仕組みづくりであると改めて思います。

最後に、そういう仕組みができていけば、今回、単発で出費している予算を上手に循環することによって、例えば被害の想定額が半減できるのではないかと。むしろ復旧の予算は、人々のつらい叫び声の予算なのです。それを減らしながら、より全体として安心して暮らしていく世の中にしていく。多分今よりも生活の不安が減って、その分、皆さんの経済活動が2倍以上に高まっていくのではないかと、そんなことを天災が我々に示している、そういう時代が8年後なのではと思います。

今後については、今までの延長だけではなくて、被災者の声というのは、次の被災の予防につなげていくということへの叫びだと思しますので、ぜひそれを先取りした形で、この5年間、しっかりと仕組みをつくる参考になればと私も願っています。

以上です。

○伊藤委員長

続けてどうぞ。大山委員、お願いします。

○大山委員

大山でございます。

前回も南相馬の工場進出の件、アイリスプロダクトの件はプレス発表もさせていただきましたので、これはこれで置いておきますが、もう一つは、農業分野の件でございます。私は、前々からこの会議で申し上げておまして、被災農業者の方々が営農再開をできていないのが現状でございます、そのためには、大規模な農業経営をする、ある意味でピンチをチャンスに変えられるのではないかとという形で、御提言を申し上げます。

そういう中で、今般、当社のグループ会社でございます舞台ファームは、福島舞台ファームという法人をつくりまして、今回、新たに浪江町に農地を借り入れることができました、約50ヘクタールでございます。今年は35ヘクタールをやりました、来年は85ヘクタールという形で、我々が具体的に稲作をやるわけでございます。

規模的に言うと、ゼロが1つぐらいふえないと、本当の意味での農業の支援にならないのだろうと思っております、できるだけ農地を大規模な形で借り入れできるような法整備をぜひやっていただければ、受け皿とすれば、当社のグループ会社のところでやること

は、人材がごございますので、それを速やかにできるような形で進めていただければということでございます。

私から以上であります。

○伊藤委員長

ほかにかがですか。白波瀬委員、お願いします。

○白波瀬委員

1点目は、資料1についてです。中身は大幅に改善されてとてもよくなったと思うのですが、細かい点なのですけれども、19ページのところで、ちょっと気になるところがあります。(1)の導入の最初のパラグラフなのですけれども、復旧・復興事業とするのか、復旧・復興とするのかはその意味に違いがありまして、最後の段落のところで、復旧・復興事業の完了を目指しというところで、ここは文章的に事業の完了を持ってこないほうがいいのではないのでしょうか。つまり一刻も早い復旧・復興を目指し、きめ細かい取組というところで押さえられるほうがよいのではないですか。事業については、その評価もありますし、実施期間も限られていることはそのとおりです。事業が終わらなかった場合という表現も気にならないこともないのですけれども、ここではできるだけ、特定のタイムスパンを不必要に出さないような表現のほうがよいのではないかとということが、最初のコメントです。

2点目につきましては、心のケアがたくさんあるのですけれども、具体的に心のケアといっても、中身がいろいろありまして、実際にはそれぞれの専門家が要だと思えます。その専門家も小中高とか、学校のレベル、あるいは職場、地域というところで稼働するわけですし、いわゆる特定の次元に限らず心のケアを日本全体としても広げていくことも必要です。ですので、専門家養成のところとリンクさせた形で、予算などについても、具体的に立ち上がっていくような文脈が伝わるといいと感じました。

最後なのですけれども、福島につきましては、課題先進国と日本は言われるのですが、人口高齢化だけではなくて、このように災害とかについても、先進国だと思えます。そういう意味で、国際教育研究拠点は、いろんな意味で博士人材を有効利用するという点でも、ポテンシャルが高いと思えますので、この手につきましても、ぜひ具体的に進めていただけるとよろしいと思いました。

以上です。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

続けてどなたかお願いします。若菜委員、どうぞ。

○若菜委員

岩手地域づくり支援センターの若菜と申します。

特に資料に対するコメントではないのですが、紹介というか、こちらの資料の19ページにも、NPO等と連携を深めると書いていただいて、大変ありがたいと思っているのですが、先月、福島、宮城、岩手の特にNPO等々が集まって、今後の復興支援をどうするかというフォーラムで、情報共有の場を1年に1回持っているのですが、企業の支援を受けて、今年度も陸前高田市で開催をさせていただいて、そこに陸前高田市長と小田原市の市長もお招きいたしまして、今後について、ディスカッションをいたしました。

その中で、小田原市長からは、これからは市民セクターの重要性、復興に当たっても、防災に当たっても、すごく重要になってくるというお言葉をいただいたことと、小田原市でも、防災に対する意識の取組で、実際に岩手とか、宮城に市長みずから来ていただいて、いろんな支援をいただいたのですが、東北3県以外もこんなに意識が高いのか、むしろすごく教えられた点もありまして、資料を見させていただいても、もう少し日本全国に開けた感じ、具体的にはないのですが、開けた雰囲気、今後にあってもいいと思いました。学び合っていく、要望し合っていく、助け合っていくというかわり、今後ますます重要というか、大切なつながりになると感じたので、紹介でした。ありがとうございます。

○伊藤委員長

ほかにいかがですか。岩淵委員、どうぞ。

○岩淵委員

先日、個人的になのですが、熊本の未来を考えるというシンポジウムが熊本であったわけですし、熊本地震から3年たってという話で、私のほうは大学の対応ということで話をしたのですが、同じことがまた繰り返されているところが今回の19号を含めて、34ページにある防災と復興の有機的連携を図るところは、将来に向けてここが一番肝心なのではないかと思っております。いろんな意味で具体的なもの、大きいフレームの問題、あるいは細かいところを検証していくという継続性は必要なのだろう。

防災力の向上のことで危機管理的に言うと、首長さんが1時間以内に何をすべきかというところがきちっと伝達していないと、指示が遅れるみたいなところが危惧されるわけで、そういうところが次の災害、NHKでもやっていますけれども、今後、南海トラフであり、東京の直下型地震に対して何百万という、そういうところの初動に対することが、ある程度こういう防災復興の有機的連携の中で情報共有するというか、マニュアルみたいなものをつくって知らしておくとか、次のステップに向けた復興庁の働きが継続的な事業とともに出てくる。

その中に当然お話があったとおり、伝承館にしても、教育をどうしていくかというロン

グスパンで見るというところも非常に重要で、ある程度基本方針については、前回からは進んでいるので、安心してるところです。

以上、コメント的なところです。

○伊藤委員長

白根委員、どうぞ。

○白根委員

いろいろ加えていただきまして、ありがとうございました。

34ページの組織で、この前もお話がありましたが、福島復興局については、引き続き富岡町と浪江町に支所を維持するというので、新たに今度は岩手と宮城の復興局についても、現場主義の徹底のために、より沿岸域にその場所を変更するというので、ありがとうございます。

これはもう決まったのですか。あるいは未定でしたら、いつごろに決まる予定なのかということを、まず質問として教えていただきたいと思います。

○伊藤委員長

お願いします。

○末宗事務次官

まだ決まったわけではなくて、この方向感を出して、そこにございますように、1年数カ月の期間もございますが、そういった事業の進捗の度合い、あるいは地元の被災自治体の御意見を聞いて、今後決めていくことになろうかと思えます。

○白根委員

ありがとうございました。そうすると、長くても大体1年以内には決まるということですね。

それと、組織はこれでありがたいのですが、現場の声を確実につなげていく、国の進む方向につなげていくということでは、組織だけではだめで、どういうふうにして現地の復興局に力を持たせて活用していくかということは、ものすごく大事だと思います。これからはここが1つのキーになって、報告のやりとり、あるいは行く末の方向展開、あるいは追加等を議論できるようにしていただければと思います。

県でもここがものすごく現場に近い窓口になってくると思いますので、早目にお決めいただいて、ここに権限を持たせていただきたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長

ほかにいかがですか。松本委員、お願いします。

○松本委員

教訓の後世への継承、31ページに1つパラグラフが設けられて、触れられているわけですが、もちろん追悼施設とか、震災遺構とか、伝承施設の連携といったことも大切だとは思いますが、今後、防災教育をどのぐらいの深さで日本国内に展開していくのかということ、もう少し具体的に触れたほうがいいのではないかと考えます。

読み進んでいくと、防災教育を推進するとは書いてありますけれども、例えば戦後に行われてきた平和教育と同じぐらいのレベルで、防災教育を展開していかなければならないような状況に立っているような、そういう感覚も持っておりますので、防災教育の展開のところが具体的に記していただけないかと思います。

以上です。

○伊藤委員長

ほかにございますか。秋池委員長代理、どうぞ。

○秋池委員長代理

私からは2つです。コミュニティの形成支援という言葉を入れていただきましたが、これは復興推進の初期にはなかった言葉です。とても重要なことで、取組が進むにつれて見えてきたことですので、これも具体的に進んでいくようにと思います。もう一つは、岩淵委員、松本委員がおっしゃったところと近いのですけれども、防災について、マニュアルがあつたり、防災に関する施設で見たりということだけではなくて、演習ではないのですけれども、自分の頭と体を動かしてみないとわからないことがあると思います。ぜひ全国にそういったものが深く浸透するような形で、そして、それは自治体だけではなくて、企業もそうなのかもしれませんし、学校もそうかもしれませんが、より深くこれが広まっていくようにできないのかと思っております。復興庁さんが多様な経験をしてきたこととして残せるものとして、非常に大きなものではないかと考えております。

○伊藤委員長

ほかによろしいですか。中田さん、どうぞ。

○中田俊委員

中田です。2回目です。

有機的連携ということがこれから大事ですが、現状では、東日本大震災復興基本法は、震災のために特別にできた法律であつて、それ以外の災害は、1947年の災害救助法と1961

年の災害対策基本法によって運営されているわけです。ですから、それは人々が個人の裁量で有機的連携をしているのが最善の努力であるのだけでも、今後の災害においては、制度としてまず連携した法律や仕組みをつくって、さらに人々の頭は、それを超えた運用にもっと集約されるような仕組みに変えていくべきだろうと思います。

あと、2つ目は、私も昔、新しい東北の審査とか、報告会に携わって、大変いい勉強や経験になりましたし、いろんな方と知り合いになりました。今でもその方たちがつくっているものを買って食べたりして、よくここまで戻ってきたことを実感しているのです。

ただ、事務方は大変だったと思います。ほとんどがNPOや市民団体なので、今の検証をしても、3分の1ぐらいは、組織そのものが存在しない。存在しない方がいいのかもしれませんが、従来の事業とは違った仕組みでした。基本法の中にも、第2条の4項には、先導的な施策への取組が行われるべきとありまして、まさに被災地が21世紀半ばの日本の未来だということを書いてありますから、大したお金はかからないのです。前回の苦労の上に、運営の仕組みも考えて、こういう先導的な新しい東北のバージョン2を次の5年、10年では展開していくことは、とても大事なことだろうと思いました。

あと、この中の3つ目は、女性、子ども、障害者を含めた多様な国民の意見ということです。私の経験ですと、防災研究の世界のトレンドは、いかにダイバーシティーとか、マイノリティーに対して、その地域がどれだけのケアをした防災体制、あるいは援助体制ができていくかというのが、今のトレンドです。ですから、まず普通の健全な大人は、十分にケアされていて、さらに弱い人たちにどうやってケアをするかということを考えていくと、まだまだ日本の防災研究も含めて、一世代古いのではないかと思います。新しい東北も含めて、二世世代ぐらい次に行くことを先導的に考えていくことも、並行して進められたらいいだろうと思います。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

いろいろ御意見をいただいたわけですが、後ほど大臣からお言葉をいただきたいと思いますので、ここでは第二部に移っていきたいと思います。

これから阿部憲子さんからのヒアリングを行いますので、阿部さんが入室されるまで、しばらくお待ちいただきたいと思います。

(阿部憲子氏入室)

○伊藤委員長

それでは、南三陸ホテル観洋の女将の阿部憲子さんより、お話をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○阿部憲子氏

ただいま御指名いただきました、宮城県から参りました、ホテル観洋の阿部と申します。私どもは、本社が気仙沼市にございます。阿部長商店と申します。

南三陸町は、宮城県の石巻と気仙沼市のちょうど中間ぐらいでございまして、自分はそちらで日常を過ごしているわけでございます。

我が社は、水産業と観光業を営む会社でございまして、震災前は、約800名弱の雇用を担っていたという会社でございまして、今日は、私の住んでいる南三陸町を中心にお話しさせていただきたいと思っております。

以前は1万7666名の人口の町でございました。東日本大震災に遭遇しまして、全体では62%の被災、中心部においては、8割も被災してしまったというのが、私どもの特徴でございます。こちらが震災前の私どもの町の景色でございます。

これがその後の写真のように、様変わりをしてしまいました。私自身は、当日は眺めのいいロビーでお客様と御一緒しておりました。震度6弱、マグニチュード9の大きな地震が発生しまして、外の駐車場が私どもの避難場所でございますから、皆様をそちらに避難誘導いたしました。すぐに対策本部を立ち上げながら、このことに向き合ったわけでございます。

道路を隔てて向こう側に託児所を併設した女子寮がございます。そちらがより安全性が高いと思っております。皆様を避難誘導したわけですが、私どもは、公の避難場所ではございませんでしたが、住民の方が次々と我々の場所を頼って、避難してきたということが特徴でございます。

この震災でのこの建物の被災状況は、地震の被害はほとんどございません。ラウンジのグラス1個割れなかった、売店の商品も棚から崩れることがなくて、ただ、残念ながら、ロビーフロアは5階でございますが、津波で1階と2階は窓ガラスが割れましたから、無残な姿に変わり果ててしまいました。

その日から何ができるだろうということに向き合いながら、進んできたわけですが、その私たちに頼った住民の方をお世話するに当たって、道路が寸断されて、水も電気もとまってしまうといったことでもございましたから、あるものでしのいでいくしかない。お客様には、緊急事態が発生してしまいましたと、我々も精いっぱい努めさせていただきますので、御理解、御協力をお願いいたしますと申し上げました。

我々の関係者も次々と泣き崩れるという状況もありましたから、心を強く持ってと申しまして、お客様、住民の方が最優先です、おにぎりが全員分なければ、半分ずつにして配りますから、譲り合いの精神で頑張りましょうということで、皆様のお世話が始まりました。

厨房の責任者には、まずは1週間分の献立を立ててほしいと指示をしました。1週間分の献立が簡単に整うわけではありません。すぐに帰れないと、私なりに考えて伝えた言葉

でございます。

たまたま警察官の方が我々のところに立ち寄ってくれたということで、道路は寸断されておりましたが、隣町の避難所に連絡をとりながら、皆様の御移動を進めたというのが直後の1週間ぐらいの様子でございます。当日は350名、翌日には600名以上という状況であったわけではございますが、旅の方々、家に向かうということでしたけれども、家を失った皆さんが我々を頼ってということでございます。

水が4カ月とまっていたのは、難しさがございました。水がないということで、雨水も大切な掃除水になったりと、バケツ、桶を外に出しながらということであったり、川で洗濯が行われるようになってしまいました。これは大変難しさがありましたので、住民の方の生活を少しでも支えたいということで、淡水化处理システムを段取りしたりとか、そういうことをさせていただいたわけでございます。

私どもは水産業を営んでおりますので、当日は、我々の水産のスタッフはどうなったのだろう、ホテルの中にいたスタッフは安全でしたが、休みの者は、営業マンは、バスの運転手はと、いろんな人の安否をただただ心配し続けました。

工場は海のそばにあるのが特徴でございますから、私どもの事業所の資料を配布させていただいておりましたが、ほとんど被災して、全壊、大規模半壊という施設がほとんどになってしまいました。津波に襲われて、工場はだめだとすぐに想像はできました。人の命だけは救われているようにと、ただただ祈り続けました。今、振り返っても、バスの運転手はよく判断してくれた、水産のスタッフもよく考えて行動してくれたと、現場の判断が大事だと、現場力をもっと強化しないとということも思い知らされました。

また、地震が発生して津波が来るまでは、わずかに携帯電話もつながってございましたから、外にいるスタッフから指示を求められる場面もございました。あのときに右に行きなさいと言ったから、そのスタッフは今もこの世におりますけれども、あのときに左にと言っていたら、大変なことをしてしまったと、トップの判断は重いということも思い知らされたわけでございます。

私どもの沿岸部は、津波でんでんことという言葉が言い伝えられておりますが、まさしくそのとおりでした。小学1年生の甥がおりました。2時46分は下校途中だったのです。小学1年生ながら、学校に戻ったほうがいいと考えて戻ってくれたので、今も元気に生活しておりますが、あのときにママのところと家に向かったら、大変なことになっていました。小学生でも自分の命は自分で守らなければならないということを感じたわけでございます。

そのこともあって、学生旅行も早く我々の地域に足を運んでいただいて、子どものうちから防災・減災意識を高めてほしいと願いました。ところが、初めのころは難しかったです。PTAで猛反対ということもございまして、営業マンとか、支配人が関西や九州に足を運びながら、大多数のPTAの方が反対ではございませんが、一部の方でもいると、学校側がゆすぶられるような状況でしたので、そういったケースで説得をしながら進めてきたわけで

す。

今では、震災後から700校ほどのお世話をさせていただいております。初めは躊躇した学校も、来てみると、子どもたちがさまざまな思いの感想を寄せますから、被災地の子どものことを考えたら、もっと勉強しなければとか、些細なことで悩んだり、わがままを言っていたけれども、これからは考えを改めなくてはということで、そういった声が聞こえて、周りに広がっていったことも、交流人口の増加の取組の状況でございます。

町は駅も病院もスーパーも警察署も役場も全て失った状況でしたから、どんどん人の流出が進むことがありまして、それで人口流出に歯どめをかけたいという思いから、本格的な二次避難所へということに進んだわけでございます。

当初、被災した町にはそれが認められていなかったのですけれども、県に御相談をして、お認めをいただいたおかげで、二次避難所の認定を受けることができたわけでございます。数百名の人たちが既に直後からおりましたけれども、目いっぱい受け入れたいと思ひまして、1,000名の方たちの生活が始まりました。

ただ、そのときに水がないのが大きな問題でございました。手を洗うことも、顔を洗うこともできない。給水車が私どもの施設に来まして、こちらの会場にいるトヨタ様からの民間会社の御支援で、水を3分の1までの段取りができたということでございます。お風呂にも入れなくて困っておりました。その給水車の水を使って、近所の方たちにお風呂を御案内したところ、とても喜ばれたわけでございます。衣食住を提供する、特に食と住に強みのある我々の職業は、災害のときに役目があることに気がつきました。体育館のわずかな段ボールのスペースで生活をするよりも、ホテルのほうがもう少し楽ではないかということで、給水車をこのように毎日お届けいただきながら、住民の方のお世話がある程度過ぎやすくなったということでございます。これはありがたいことではございました。

二次避難所になるときに、できるだけ子どものいる家庭と経営者の方々を受け入れたいということを出てみました。直後はどの方も受け入れたのですけれども、子どもたちがいなくなると、復興の担い手を失ってしまう。それから、経営者と申ししたのは、工場も会社もほとんど失ってしまいましたので、働く場の再開が必要だろうと意識しまして、それで経営者と申し上げたわけでございます。

館内での大勢の子どもたちの生活が始まりましたら、母親たちから、子どもの教育が心配だ、環境が整わず悔しいという声がたくさんありまして、それで図書コーナーをつくったり、受験生もおりましたので、寺子屋を始めることにいたしました。受験生たちが入りたい学校へ入れましたと言ってくれたときは、とてもうれしかったですし、実は今もそろばん教室をホテルの中で2011年から継続しております。50人の子どもたちが今も通っておりますけれども、暗算9段という子どもが2人育ったのです。全国大会でベスト4に入ると、大変うれしい話題でございました。そのようなお姉さんたちが育つと、下の子どもたちもああいうふうになりたいということで、きのう、報告を受けただけですが、小学2年生と小学5年生の子どもが暗算8段になったという報告を受けまして、この出来事を

ばねにしてくれて、伸びてくれた子どもがいることは大変喜ばしいことです。

一方で、被災県では、ひきこもりとか、いろんな問題も抱えておりますので、我々も身近な子どもたちのできることと思っておりますし、御高齢の皆さんには、こういうケースが生きる力になるのではないかと、孫が少しでも英語ができるようになったとか、そろばんの級が上がったということをご希望に感じていただけないかと思ひまして、子どもの応援には、私どもなりに力を入れているところでございます。

二次避難所になるときに、意識したことがあります。新しいコミュニティの始まりです。災害に遭うと、人々がばらばらになってしまったというのが特徴でございます。隣のうちの方が県外に行ったとか、親友が遠くに行ったとか、できるだけホテルの中で仲間づくりができたり、ちょっとでも居心地がいいと思ひていただけたらいいと思ひまして、ただ、水がある程度限られている問題とか、ライフラインがとまっている中でのごさございましたので、ルールを設けざるを得ない。本来であれば、1泊のお客様をお世話しますけれども、長い方は、半年御一緒しましたから、関係性が誤ったら大変なことになると心したことでございます。

仮設住宅等に行くと、深刻なことがあると専門家の方から御指導をいただきました。仮設住宅で、自死されてしまったケースが過去の災害のときにあるから、ひきこもりにならないようにしてくださいというお話でした。そういった報道は聞いたことがあると思ひまして、皆様をお迎えしましたら、思ひたより避難所を転々としているケースが多かったです。どういふことかと申しますと、初めは近くの集会所、その後に体育館、その後に学校とか、そして、ホテルに来たと、やっと人間らしい生活ができますと、何人もの方がおっしゃったのは印象的でございます。

一目見てわかりました。ひきこもりにならないようには、簡単な話ではない。やっと体育館から解放されて、畳の上に生活ができる。布団の上で休むことができるということですから、ひきこもりにならないようには、簡単な話ではない。

自治会をつくらうと思ひました。フロアーごとに班長さんを決めながら、毎週、ミーティングを重ねながら運営を進めたわけでございます。ひきこもりの防止に考えたことは、さまざまなイベントでございます。音楽コンサート、お芝居、絵本の読み聞かせ、落語の会、ミシンがけの教室、編み物教室と、これが仲間づくりに役立ったり、それから、笑顔がふえました。間もなくある御高齢の男性の方がここは1つの家族なのだと言ひてくださったのは、大変ありがたくて、忘れられない言葉の1つでございます。

このことは得意分野で、被災地を応援しようと考えてくださったさまざまな団体の方々のお力添えのおかげでした。さまざまな方に被災地に足を運んでいただくことが非常に明るくなるし、活性化になります。定住人口は非常に減少してしまいました。つい先ごろ、県の報告によりますと、残念ながら、南三陸町は、市町村の中で一番減少が進んでしまったという数字も発表されております。気仙沼市も市の中では一番減少が高い町だと捉えられておひまして、その中では、交流人口の増加ということが求められておりますので、特

に私たちは、その直接の担い手であることを自覚して進む必要性があります。

直後に地元の取引先から、廃業というお知らせが届きました。立ちどまっていたら大変なことになると思いまして、それでレストランを1カ月たったところであけました。水のめどが立っていなかったですから、私どもの関係者もびっくりして、靴がない、ブラウスは流された、制服もないと、そういう状況でしたけれども、ただ、動き出すと、被災していない人たちが私の靴があるとか、私のブラウスがあると助け合うことができたり、ないはないなりに工夫をするということで、お冷の提供ができないですから、瓶のままウーロン茶をつけたり、瓶のままのオレンジジュースを水がわりにして、紙皿を使って店を開いたわけですが、これをきっかけに、酒屋さんが店はないけれども、商品を納めますとか、八百屋さんが市場から仕入れたら、そのまま商品を届けますと言ってくれたときは、とてもうれしかったですし、観光の力でもっと地域を引っ張っていくような考え方を進めようと思ったわけでございます。

お手元に南三陸てん店まっぷというマップをお渡ししたのですが、これをなぜつくったかということ、2013年に、仮設商店街がにぎやかになってきて、これは元気印だと思いました。ところが、点在している店はそうでもない、お客様が再開したことをわからないということもありまして、そういう点在している店を紹介してさしあげようと思ってつくったのがこのマップでございます。県で第1回目のみやぎおもてなし大賞という表彰制度でお認めをいただいたり、ジャパン・ツーリズム・アワードの大賞を頂戴したりと大変ありがたくて、関係者からも喜ばれた取組でございます。

南三陸キラキラ井も震災前に私どもが発案したものなのですが、商店街の起爆剤になれたということで、知恵を絞ればいろんなこともできたりするのではないかと思います。

震災後にミシンのワークショップを開いたときに、普通の女性たちが職業婦人になれたと、今、小さなチャームなのですが、6,000体をつくって、売上が何千万、1億の産業にまで進んだということも、非常にすばらしい技術を身につけた女性たちの努力にも、非常に感心しているところでございます。

語り部バス等の語り部活動に力を入れ取り組んでまいりました。初めて来る方が多いものですから、ここは前から更地だったのですかとか、初めから野原だったのですかと言われるようになりました。そうではないということをきちっと伝えながら、教訓にしていたきたいということで進めている活動でございます。こちら県から賞を頂戴したり、全国的な表彰制度でもお認めいただいて、社会問題の解決がそういう運びになりまして、大変ありがたい。今年、復興庁様からも大変ありがたい賞状を頂戴しまして、そういうことが私たちの取組の励みになっていることも申し上げます。

被災地では、震災遺構があるわけですが、人々に足をとめていただく場所が必要ですし、そういうことで震災の活動に力を入れるためにも、震災遺構を御案内しながらということでもございます。語り部活動をしておりまして、被災地で生活しておりまして、

私たちは、10年たったらどんな気持ちなのだろう、30年たったらどうなるのだろうと思うようになりました。そこで、前の災害に遭った方たちに連絡をとりながら、全国被災地語り部シンポジウムを震災から5年たったところで開催することになりまして、関西の方からもいろいろお話を聞かせていただいたり、調べておりましたら、160年前のこととか、240年前以上のことを語り継いでいる地域もございまして、そういう方々との連携も図りながら、日本で災害が多発していることもございますから、語り部の世界へということも意識しながら、取り組んでいるこのごろでございました。

お時間ということで、今、指示がございましたので、よろしく願いいたします。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、意見交換をさせていただきたいと思います。どなたからでも御発言があれば、お願いしたいと思います。白根委員、どうぞ。

○白根委員

どうもありがとうございました。御無沙汰しております。

先ほどタンクローリーで水を運んだという話が出てきましたが、3月11日の金曜日に発災して、その日のうちにトヨタのシステム部門が現地へ行って、テレビ会議をつないでくれまして、月曜日からの朝8時から8時半までの30分と、夕方5時から30分、対策本部で現地をつないでやっていました。

そのとき、私は、ちょうど愛知県のトヨタの本社で対策本部長をやっていたので、現地から、水だという声がかかるわけです。こちらは食料とか、一生懸命いろいろ送っているのですが、とにかく水なのだという声で、とにかく現場の言うことを聞けということで、タンクローリーを最大ときは4台用意して、水を運ばせていただきました。今、女将さんがおっしゃったような話で、何が言いたいかという、先ほどもちょっと言いましたが、現場の情報発信は、最優先すべきだということで、今、お話を伺っていて、改めて思い出しました。あのときは、本当に御苦労さまでございました。

○阿部憲子氏

ありがとうございます。

関係者の方々に熱心に現場に足を運んでいただきながら、随時状況を確認いただきましたことを本当にありがたく思っております。

○伊藤委員長

どうぞ。

○中田俊委員

気仙沼の名門の阿部長が志津川にホテルをつくる時に、一等地の町なかにはつくらないで、やむを得ず一番不便な崖の上に立地したということが、こういう形で大活躍されるとは、誰も当時は知らなかった話なのだろうと思います。

特に水については、私も聞きましたが、公設の避難所ではないということで、水が回ってこない。それがこういうつながりで、トヨタの力でよかったです。人間らしい生活を志津川で唯一保っていたところが、現状の制度ではケアされないで、二次避難所でようやく認定されたという苦労には、大変な憤りがおありだったと思います。

私も復興推進委員会の視察では、町役場が再生した後とか、仮説の商店街でキラキラ井を御馳走になったりしたのですが、そちらのホテルは、プライベート以外では行くことがなかったのです。役場の残骸の写真とか、当時、読まれた豊富な図書とか、本当に人間らしい避難所を民間の力で、あの状況でよくここまでできたのだろうと、感銘を打つという簡単なのですけれども、なかなかできることではないと思います。ぜひこれから志津川の記憶を語る唯一のリアルな場所ですので、もっと大切にいろんな記憶を保管していただきたいと思います。

最後に、3月11日は、私も車のラジオで聞いていたのですが、もう志津川は壊滅したとか、南三陸は壊滅ですという放送ばかりなのです。多分上から見たら真っ暗だったのでしょうね。でも、その中でこれだけのともしびがあったというのは、本当に重要なことだと改めて思いました。

以上です。

○伊藤委員長

村井さん、どうぞ。

○村井委員

わざわざ遠いところ、今日はありがとうございました。

私はよく知っているのですが、せっかくだから、委員の皆さんに少し御紹介なのですけれども、ホテル観洋さんは、震災前から大きなホテルで、非常に広いお土産コーナーがあるのですが、来たお客さんを普通はホテルで囲い込むのですけれども、囲い込まないで、バスに乗せて魚市場に案内して、地元のお土産を買ってくださいということをずっとされていまして、今度、それが震災後もてん店まっぴらになっています。私は、宮城でも横展開したいと思っております、各地域で横展開されたらおもしろい取組だと思います。

今、女将さんから1つ御紹介はなかったのですけれども、ホテルの中でパネルなどを置いて、震災の伝承をやっていただいている、それを御紹介いただくと、皆さんの参考になるのではないかと思います。

○阿部憲子氏

ありがとうございます。

全国被災地語り部シンポジウムを開催したところ、各地の被災されたことのある地区の方たちにお集まりをいただいて、それで勉強会をするに当たって、パネルの準備をされてくるケースが多くございまして、今、比較的我々のところが注目の高い、そういう視察の場であるということもあって、ぜひそこに置かせてほしいというお考えもございまして、我々も民間のスペースですけれども、人の出入りのある場所でございますので、それは喜んで展示させていただきますということで御紹介させていただいています。

思った以上に反響もございまして、各地の方々が改めて自分の地区の被害の内容を確認したりとか、この出来事が1,000年に一度と捉えられるケースが多いので、1,000年に一度の学びの場だと思っていただきながら、その後に災害に遭遇している人たちは、三陸に来てよかったと、話を聞いていたおかげで、冷静に行動ができたとか、子どもたちが被災しない地区でも、すぐにボランティアをしようと自主的に立ち上がったとか、続々といいとか、役立っているという様子もわかっております。

地域の方たちも、今までであれば、マイクを持つのはカラオケのときぐらいだった普通の方たちが、このことを語る役割を担うようになりました。これが思った以上に被災した住民の方が元気になっていく、使命感を持っていると勉強もどンドンされるようになっていくということで、地域の人々の前向きさも進められる状況でもございます。

それぞれの地域で語り部の方々がお話しになったらよろしいのではないかと、今、災害が各地で発生していますけれども、今回、私たちの地区で災害が発生したときに、非常に行動のよかった方たちは、親の教えが特徴だったと個人的には感じておりまして、前の災害を親から子へ、子から孫へということができている方々は、率先的に避難ができたりとか、備蓄とか、そういう考え方の意識が高かったということも感じております。

今、御紹介いただきましたように、私たちがそういうふうにロビーに展示していることがきっかけで、我々にいろいろ問い合わせをくださったり、いろいろと話を聞いたりとか、そういうきっかけにもなっているのが事実でございますので、語り部も一日も欠かさないので、2011年から続けているわけでございますけれども、直接被災地の人に話を聞きにくいということも割と言われることでもございますので、その聞きにくいところをどうやってそうではないように思ってもらったり、気軽にお声がけをいただけるかということも工夫をしているところでございます。

○伊藤委員長

大山委員、お願いします。

○大山委員

大山でございます。本日は御苦労さまでございます。

今、お話がありましたように、気仙沼、あるいは南三陸、被災当時は、たくさんの方々が現地に来られて、残念ながら、8年を過ぎてきますと、残念ながら、交流人口が一步一步減ってきていることが現実でございます。そういう意味では、もちろん語り部は大事なのですが、語り部だけでは交流人口を増やすことはできないので、三陸地方は、いろいろな過去の伝統文化とか、芸術とか、そういうものがあるわけですし、地域でいかにイベントづくりというのでしょうか、今、まさに観光は、体験型であったり、参加型が中心になっているわけです。

そういうことを踏まえて、仙台経済同友会としましても、ついこの前、村井知事にも宿泊税を導入して、ソフト面の支援をしたらどうかという御提言をさせていただきまして、県でもそれを早速検討するという委員会も立てていただいたということでございます。気仙沼、あるいは南三陸だけではなく、被災地の一番の大きな問題は、残念ながら、時間とともに風化していくのです。ですから、そういう点では、何か新しいイベントづくりを、阿部さんは非常にリーダーシップがあって、発信力がありますので、そういう形の中で頑張ってくださいたいというのが、私からのエールでございます。

○伊藤委員長

阿部さん、何かよろしいですか。

○阿部憲子氏

この災害に遭遇して、自助、共助、公助が大事だとよく言われるようになったと思います。私は被災地の真ただ中で生活をしておりまして、この体験を遭遇して、自助、共助が最も大事だと思っておりますし、それは常からそういう意識を高める必要があるということも思っているところでございます。後ほど資料を後でまだ配っていないもので、民間の震災遺構などもあったりして、そういうことなども、自助、共助をお知らせすることに役立ったりすることでもあったりすると思っております。

震災遺構から話が変わるのですけれども、久しぶりにお友達の地区に行ってみると、旅館が駐車場に変わったとか、福祉施設になったとか、経営者が外国の方になってしまったというケースもあったりしまして、私たちの業界も大変踏ん張りどきです。耐震問題とか、業界の問題もあつたりしますので、日本文化をインバウンドの方たちがふえて、お知らせをするには、私たちの施設は、畳もあるし、浴衣もお召しになっていただきますし、人気のある和食を提供する場でもございますので、業界的にももっと発展できるように、何とか前向きに、仲間同士で知恵を出しながら、さまざまな問題解決とか、前向きな創造的な取組ができるようにしてまいりたいと思っております。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、このあたりで意見交換を終了させていただきたいと思います。
阿部さん、本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○阿部憲子氏

つたない話でございましたけれども、お聞きいただきまして、光栄でございました。どうもありがとうございました。

○伊藤委員長

本日もさまざまな御意見をいただきました。復興庁におきましては、これらの意見を踏まえて、復興に取り組んでいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

（阿部憲子氏退室）

○伊藤委員長

それでは、本日の議論を踏まえまして、田中大臣から御発言をお願いします。
ここで報道関係者が入りますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

（報道関係者入室）

○伊藤委員長

それでは、大臣、よろしく願いいたします。

○田中復興大臣

本日で第33回となりました復興推進委員会ですが、委員の皆様におかれましては、本日も貴重な御意見を賜り、本当にありがとうございました。

本日の委員会においては、まず第一部において、「『復興・創生期間』後における復興の基本方針」の案を御説明し、各委員から貴重な御意見をいただきました。

本案につきましては、本日、御出席の被災三県の知事からも、全体について御賛同いただく一方で、今後の復興に向けて、様々な御意見をいただきました。重く受けとめさせていただきたいと存じます。

続いて、第二部においては、南三陸ホテル観洋女将でいらっしゃいます阿部憲子さんより、震災の発災時の取組や語り部活動などについて、貴重なお話をいただき、その後、意見交換をさせていただいたところでございます。

基本方針につきましては、本日、いただいた御意見もよく検討させていただいた上で、年内に政府として決定したいと考えております。

引き続き、復興のさらなる加速化に全力で取り組んでまいります。どうぞよろしくお願い

いたします。ありがとうございました。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、報道関係者の方々、ここで御退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○伊藤委員長

それでは、本日の委員会を終了いたします。

この後は、本日の委員会の概要につきましては、私よりブリーフィングを行います。

また、議事要旨は、速やかに公表したいと思います。

議事録につきましても、これまでと同じように、1カ月をめどに作成の上、公表いたしますので、委員の皆様におかれましては、内容の確認に御協力をお願い申し上げます。

以上をもちまして、第33回「復興推進委員会」を終了いたします。ありがとうございました。